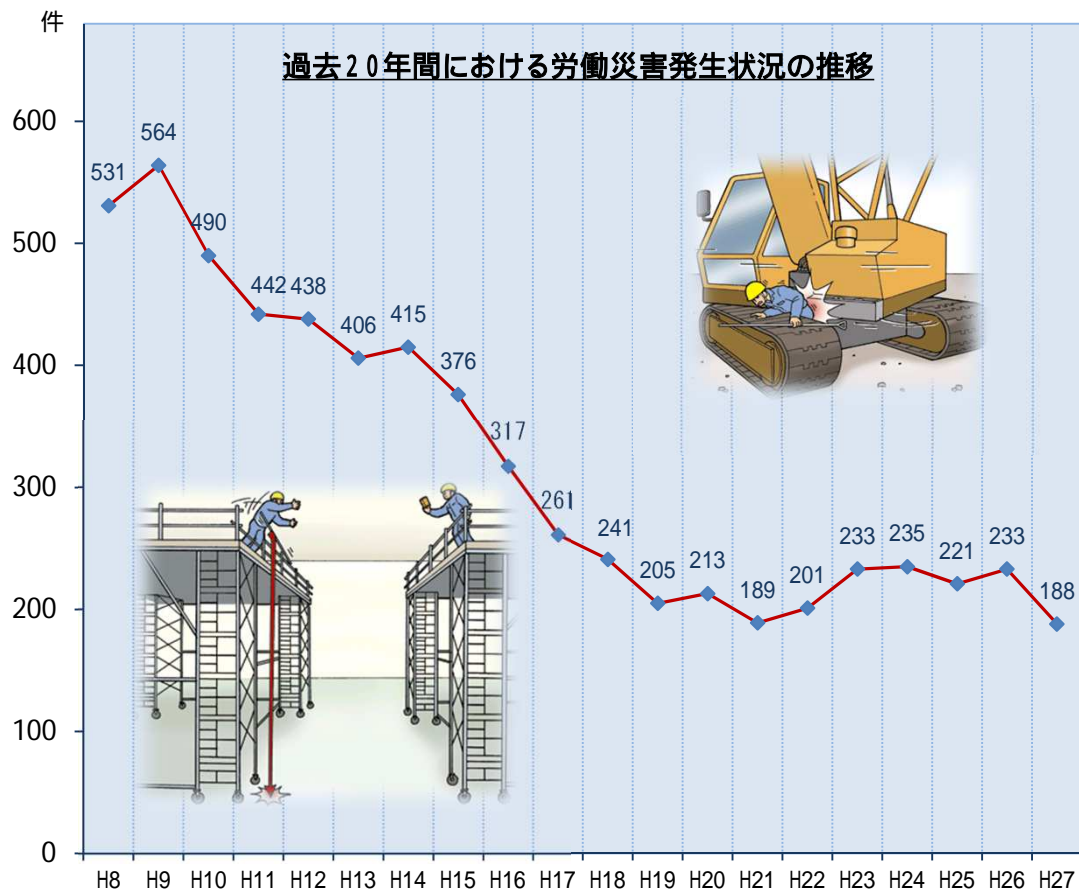


青森労働局管内の建設業における労働災害(休業4日以上)統計資料 平成28年度版



事故の型別労働災害発生状況(平成27年)

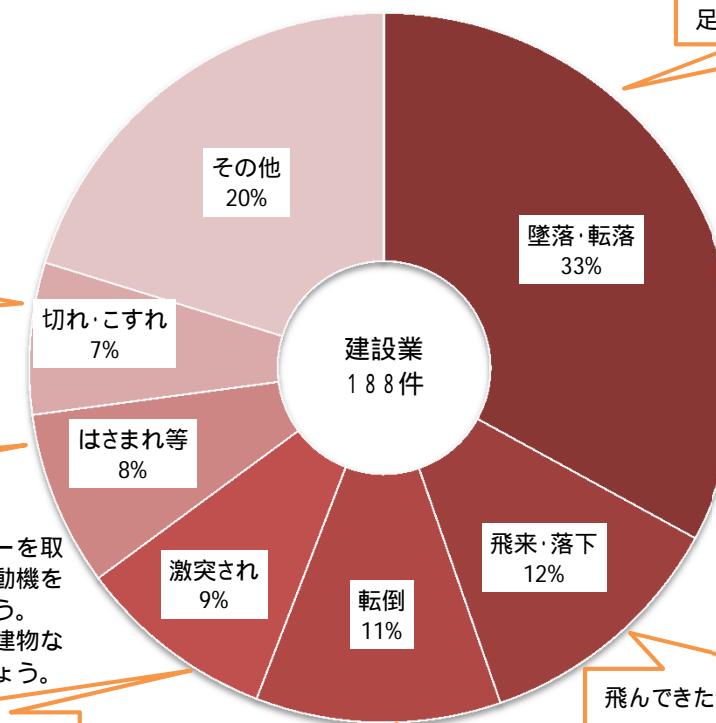
刃物による切れ、工具や材料にこするなど
作業に適した道具を使用するとともに、無理な作業動作とならないよう心掛けましょう。

機械や資材に、巻き込まれ、はさまれるなど

ベルトや歯車など回転する機械部分にはカバーを取り付け、屑を取り除いたり、清掃する場合は原動機を止めて完全に停止した状態で作業を行いましょう。
クレーン等で重量物の取り扱いの際は、荷と建物などにはさまれることがない作業計画を立てましょう。

物が主体となってぶつかるなど

危険な区域は明確に設定し、全体で調整を図りながら作業を進めましょう。



足場、屋根、はしごから落ちるなど

墜落等の恐れがある場所で作業を行う場合は、設備の改善、作業方法の見直しなどを図り、より安全な環境を整えましょう。
また、安全帯やヘルメットなどの保護具の使用も忘れずに！

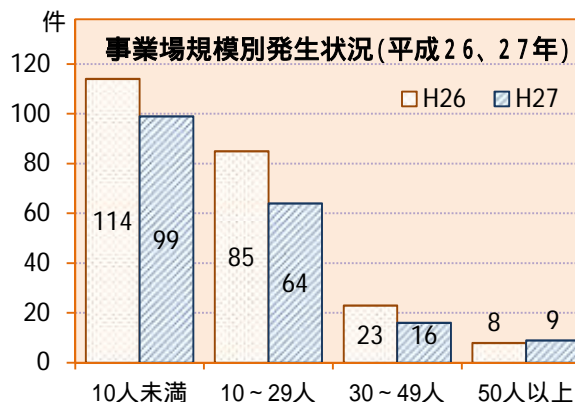
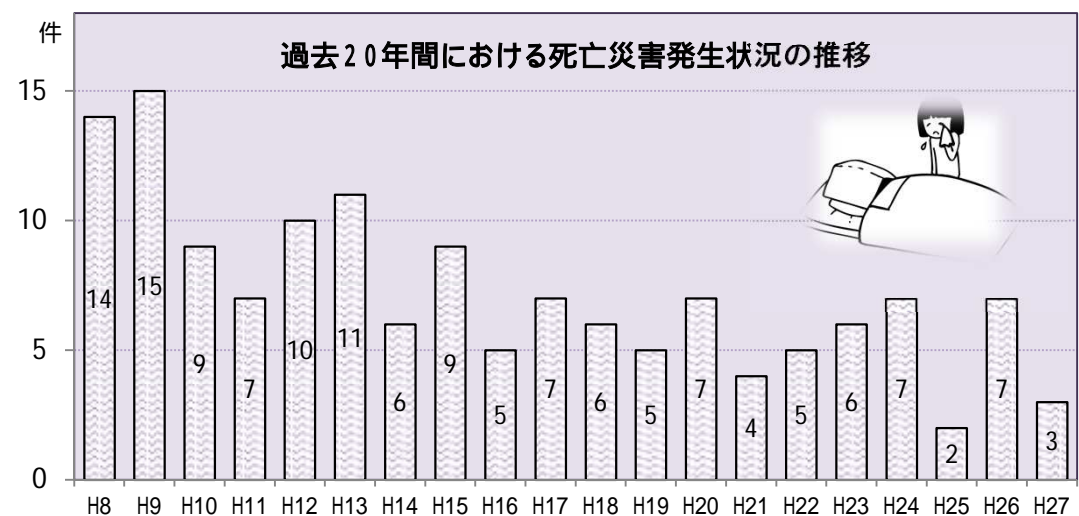


飛んできた物や落ちてきた物が当たるなど

用具や資材などが落下しない対策を講じるほか、危険な上下作業などにならない作業計画を立てましょう。

つまずいたり、すべったりして倒れるなど

作業場所、通路などに用具や資材が散乱しないよう、整理整頓を徹底しましょう。



起因物別労働災害発生状況(平成27年)

丸のこ、チェーンソーなど

安全カバーは有効ですか？

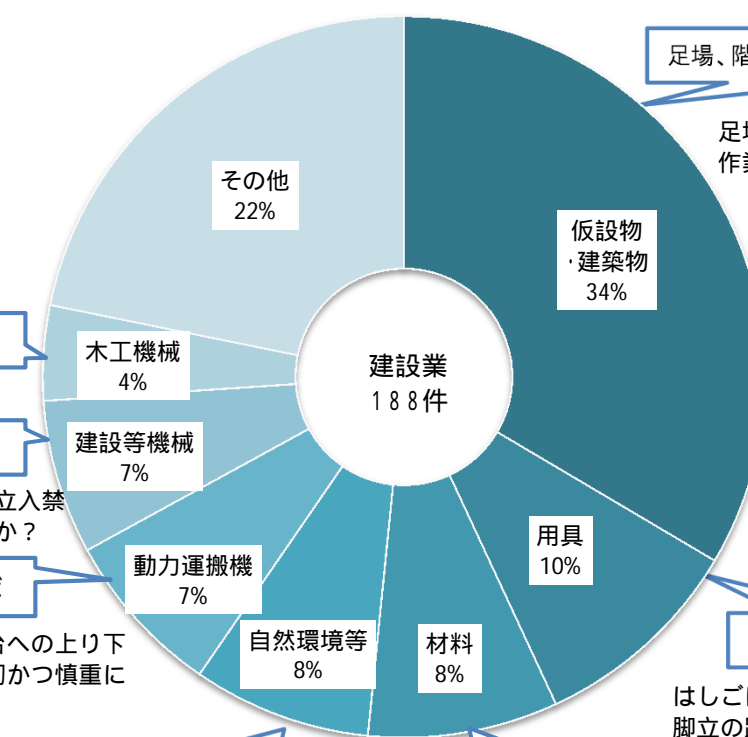
建設機械、除雪機械など

重機等と接触しないよう立入禁止区域が設定されていますか？

トラック、コンベアなど

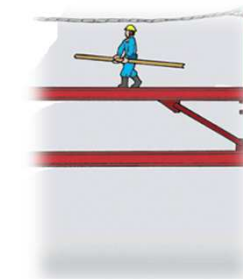
トラックの運転席や荷台への上り下り、荷台上での作業は適切かつ慎重に行っていますか？

暑熱な気象、寒冷による凍結、地山など
季節に応じて熱中症対策または防寒対策が講じられていますか？



足場、階段、作業通路、建築中の建物など

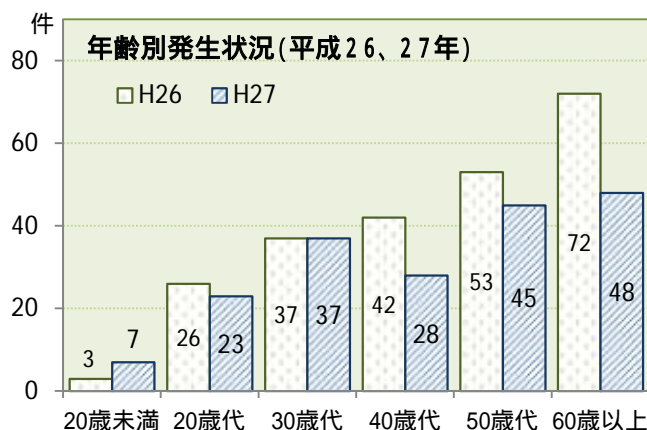
足場は安全な手すりとなっていますか？
作業場所に開口部はありませんか？



はしご、脚立、ロープなど

はしごは固定されていますか？
脚立の踏棧は滑りやすくありませんか？

角材、板材、単管など
整理整頓していますか？
崩れないように緊結していますか？



お知らせ事項等

「ロープ高所作業」での危険防止のため、労働安全衛生規則の一部が改正されています。
(施行日は平成28年1月1日、但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日)

概要は次のとおりです。

- ・ ライフラインの設置
- ・ 作業場所の調査及び記録
- ・ 作業計画の作成
- ・ 作業指揮者の選任
- ・ 安全帯・保護帽の着用
- ・ メインロープ等の作業開始前点検の実施
- ・ 特別教育の実施